

民主党プレス民主編集部

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1 電話 03-3595-9988(代表)

民主党栃木県総支部連合会(広報委員会)

〒320-0043 宇都宮市桜2-1-30 電話 028-627-1700 Eメール tochigi@minsyu09.jp ホームページ http://minsyu09.jp/



(2015年5月23日出) 第19回県連定期大会 承認)

2015 民主党栃木県連役員



枝野幸男民主党幹事長







田城郁副代表



松井正一幹事長

福田昭夫代表

民主党栃木県連は、5月23日宇都宮市内にて約300名の代議員と多くの来賓にお越しいただき、「第19回定期大会」を開催した。

代表挨拶に立った福田昭夫県連代表は、2013年の 参議院選挙後、自身が就任した以降に行われた中間 自治体選挙、衆議院総選挙、先般の統一地方選挙を 振り返り、「党員・サポーターの皆様からのご支援、ご 協力のおかげにより、ようやく栃木県連としての統制が とれ、以前の力に戻りつつある」と謝意を示した。

そして、安倍政権の暴走について言及し、アベノミクス、TPP参加交渉、労働者派遣法改悪、社会保障の崩壊、安全保障法案の5つを列挙し「日本が、戦後70年で築き上げてきた素晴らしいものをすべて壊していく安倍政権には退任してもらう」と強調した。

また、来年予定されている参議院選挙、知事選挙、宇都宮市長 選挙に候補者を擁立し、「地方から安倍政権の独裁に歯止めをかけ る」と述べ、「県民の声がしっかりと通る民主主義を取り戻すために、 一致団結して取り組んでいく」と強く決意表明した。

また、当日は本部役員代表者として枝野幸男幹事長が来県された。枝野幹事長は衆議院総選挙、統一地方選挙において、民主党が大変厳しい中にあってもご支援いただいた党員・サポーターに感謝の意を表し、「栃木県連が地道に歩んできた結果が今日に至る。民主党の明るい展望を踏み出している栃木県連においては、安倍政権の独裁を止める力となってほしい」と力を込めた。そして、民主党の目指す社会について「自民党は即効性を求めているのに対し、民主党は持続可能性を求めている」とし、「その違いを物語る典型が労働法制だ」と指摘し、「労働者派遣法改悪や残業代ゼロ法案

などの目先の利益、目先の景気 ばかりを追求する 安倍政権と戦って いく」と述べた。

次第に沿い、活動報告・活動計画 へと進行、登壇し

常任顧問 簗瀬 代 昭夫 表 福田 副 代 佐藤 栄 表 田城 郁 祐司 隆雄 柏倉 藤岡 重 長 松井 正-幹事長代理 孝明 斉藤 大 副幹事長 中屋 加藤 正一 今井 恭男 加藤 優 悦男 髙田 塚原 俊夫 栄(兼務) 財政委員長 佐藤 栄(兼務) 選対委員長 佐藤 組織委員長 船山 幸雄 政策委員長 正一(兼務) 加藤 広報委員長 大武 真一 青年委員長 誠記 落合 男女共同参画委員長 平木ちさこ 企業団体対策委員長 斉藤 孝明(兼務) 倫理委員長 正美(兼務) 隅内 常任幹事 中塚 英範 隅内 正美 青田 兆史 大貫 毅 芳市 吉田 晴信 高橋 駒場 真壁 英敏 昭夫 眞壁 俊郎 中村 久信 石島 政己 大川 圭吾 則子 藤井 弘一 春山 達 工藤 正志 金子 植松 明男 川添 芳廣 島田 一衛 山本 幸治 石川 保 高橋 昇

原田

長島

鈴木

大出

守男

和幸

勝久

音

(順不同・敬称略)

勝美

九二

森田

菊地

た松井正一県連幹事長は、昨年の衆議院総選挙において、安倍政権に代わる選択肢や、政策内容での存在感を示すことができなかった点について深く陳謝した。その一方で、安倍政権のほころびが目立ち始めていることを指摘し、「国民の皆様がその危うさに気づき、意識の変化を先般の統一地方選挙の結果において感じ取られた」と述べた。そして、「今日の定期大会を再挑戦のスタートとし、民主党の再生はここ"とちぎ"から実現していく」と力強く表明した。

会計監査

相談役

また、今年は役員改選の年であり、新役員体制が満場の拍手で 承認、そして『中間自治体選挙に勝利する特別決議』が提案、了承 された。



県連新役員

日本がアブナイ!いま、「安倍



民主くん

•

安倍政権が行おうとしている労働法制 改悪の内容は?

安倍政権が進めようとしている労働法制改悪は、正社員を減らし、 "生涯"派遣の若者が増える懸念があり、労働者の置かれる環境が 悪化しようとしています。具体的には①労働者派遣法②残業代ゼロ制度 ③解雇の金銭解決制度の3つが大きな問題となっています。



岡田代表

労働者派遣法の問題点

- 1. 派遣社員の受け入れ期間の制限 を事実上撤廃
- 2. 派遣社員の待遇改善措置は 実効性なし

派遣期間の制限が撤廃されると、「派遣労働者は生涯派遣で働く」という仕組みになります。生涯低賃金で働かざるを得なくなり、正社員への転換も困難になり、一生派遣で働かざるを得ない若者も増えます。また、実

労働者派遣法改悪のポイント

- 🛈 派遣社員の受け入れ期間の制限を事実上撤廃
 - ⇨企業は正社員ではなく、使い勝手の良い派遣社員を選択

現 行

■ 原則1年、最長3年(専門業務を除く)

改 悪 法 案

無期限 (有期雇用の場合は、3年ごとに人を入れ替えて) 労働組合等から意見を聴くこと等が必要)

2派遣社員の待遇改善措置は実効性なし

効性のある措置が盛り込まれていないため、派遣労働者の雇用状態は何ら改善されるわけではありません。

残業代ゼロ制度の問題点

現在、労働時間に関しては、「1日8時間以内、1週間40時間以内、それ以上働かせたら残業代を払う」というルールがあります。しかし、いま、政府は、「多様で柔軟な働き方」の名の下に、一定年収以上の労働者を、その労働時間ルールの対象外にする制度を導入しようとしています。

この制度が導入されれば、企業は残業手当、休日出勤手当を支払う必要がないため、消化しきれない膨大な 仕事を割り当てることも可能になってしまいます。その結果、長時間労働の助長、過労死を誘発する可能性も多分 に含んでいます。

解雇の金銭解決制度の問題点

企業から「解雇」された場合に、労働契約法により①客観的合理的理由および②社会的相当性が認められなければ、「不当解雇」として無効になります。しかし、この制度は裁判で「不当な解雇」と判断された場合でも補償金を支払えば、職場復帰をさせないことになりかねません。

また、「不当解雇」をしやすくすることにより、労働者を安易に切り捨てるブラック企業を合法化することになります。

民主党は、均等待遇実現に向けて 「同一労働同一賃金法案」を提案しています!!

同一労働同一賃金促進法案

- (1) 雇用形態にかかわらず職務に応じた待遇を受けられるようにする。
- (2) 正規労働者への転換を含め、希望する雇用形態での就労の機会が与えられるようにする。
- (3) 労働者がキャリアプランを作り、職業を自己選択できる。

以上3点を理念とし、そのために1年以内に派遣労働者の均等待遇を実現するための法制上の措置を講ずることや、パート労働者、有期契約労働者などを含め、職務に応じた均等待遇を確保するための施策を講じます。

政権の暴走」が起きている!!



民主くん

国会内だけではなく、国民間でも大きく問題視されている 『集団的自衛権』って?

日本にあてはめれば、同盟国アメリカが攻撃された場合に、日本が攻撃されていなくとも反撃する権利を意味します。

国連憲章によって各国の固有の権利として認められていますが、日本は憲法9条の制約によって「行使できない」という立場をとってきました。

安倍政権は、北朝鮮の挑発行為や中国の海洋進出など安全保障環境が厳しさを増すなか、従来の憲法 9 条の解釈を変更し、集団的自衛権を行使できるようにすることを目指しています。

そして 2014 年 7 月 1 日、「新 3 要件」のもとで集団的自衛権の行使を認める閣議決定をしました。



岡田代表

集団的自衛権も認める「新3要件」とは

- ●我が国、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 3 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

閣議決定では、**この「新3要件」を満たした場合に、「自衛の措置」として「武力の行使」ができる** としています。政府から示された武力行使の「新3要件」は、その発動や、対応にかかる基準が曖昧で、時の政府 の判断次第でいかようにもあてはめが可能であり、我が国の武力行使が許可される範囲が 恣意的に伸縮・変化することから歯止めがきかなくなります。

安倍政権が進める集団的自衛権行使に断固反対と

戦後70年目に安全保障政策の大転換を行おうとしているにもかかわらず、 安倍政権はこのことについて国民の十分な理解や合意もないまま、推し進めようとしています。

戦後、平和憲法のもと我が国がとってきた海外で武力行使を行わないという平和主義の原則を「積極的平和主義」に変えようとしています。

民主党は、現行憲法のもと「相手から攻撃を受けた時に初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のために必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限度のものに限るなど、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢」である専守防衛に徹し、現実的で責任ある安全保障政策を追求します。



枝野幹事長、街頭演説で安倍政権の暴走を批判!

5月23日、枝野幸男幹事長が栃木県を訪れ、県連定期大会に参加、大会終了後に「安倍政権の暴走をただす全国キャンペーン」の一環として県連役員とともに益子町、宇都宮市内の2カ所で街頭演説を行った。

街頭演説では「安倍政権の目論みによって戦後70年かけてこの国の先輩たちが作り上げてきた日本の宝が壊されようとしている」と枝野幹事長は懸念を表明、「国会の中だけでは限界があるのでそのことを多くの国民の皆様に知っていただき、国民の皆様の声を背に受けて、その流れを何とか食い止めていきたい」と強く訴えた。

支部だより

皆さんこんにちは。1区総支部長の柏倉ゆうじ です。

統一地方選挙では関係各位のお力添えで良い結 果を残すことが出来ましたこと、まずは皆様方に厚 く御礼を申し上げます。

1 X さて、来年はいくつもの大型選挙があり ます。参議院選挙、栃木県知事選挙、宇 都宮市長選挙の他、もちろん衆議院総選挙はい つあってもおかしくありません。安倍政権の行き過 ぎた安全保障政策、弱者切り捨ての社会保障政 策、労働法制の改悪等に歯止めをかけるには国政

選挙で結果を残すことが必要です。さらには地元 宇都宮では「住民投票なきLRT推進」に対抗す るために市長選で民意を問う必要があります。そ のためにも1区総支部におきましては年内にも総支

> 部大会を開催させて頂き、新執行部のもと 活動を活発化させて参ります。街宣・街頭 活動、政策ビラの配布、車座集会等々、地

に足の着いた運動に専心して参ります。

再びの政権交代に向けて、ぜひ皆様のご協力 を引き続きよろしくお願い致します。

【栃木1区】宇都宮市 (旧宇都宮市の区域)、下野市 (旧南河内町の区域)、

4



栃木県第1区総支部長 柏倉ゆうじ



栃木県第4区総支部長 藤岡隆雄

民主党をお支え下さる党員・サポーターの皆様、 こんにちは! 6月1日に次期衆議院選挙の第1次公 認を賜りました栃木県第4区の総支部長を拝命して おります藤岡隆雄です。

まずもって、本年度の党員・サポーター登 録に心から感謝いたします。そして、昨年末 の衆院選では小生自身が大変お世話になり、

先の統一地方選では同志に対する熱いご支援に重 ねて感謝致します。

民主党の党勢拡大は、日頃からの地道な活動に よって地域から押し上げていくことが重要です。民

主党広報版ポスター増設、日頃からの挨拶廻りを通 じて地域の声に対して丁寧に耳を傾けること、遊説 活動の徹底などに取り組みます。また、選挙権年 齢が18歳以上に引き下げられることをにらみ、若 者世代への訴えかけも強化します。

> 最後に、不肖私もいつあるか分からない 総選挙に向けて常在戦場で準備をします。

「三度目の正直で今度こそ」の気持ちで頑張ります ので、ご指導よろしくお願い致します。

【栃木4区】小山市、真岡市、壬生町、下野市(旧石橋町、旧国分寺町の 区域)、芳賀町、市貝町、益子町、茂木町、栃木市(旧大平町、 旧岩舟町、旧藤岡町、旧都賀町の区域)、野木町

公認候補予定者決定!

8月30日告示、9月6日投開票予定の鹿沼 市議会議員選挙(定数24)に向け、公認候補 予定者2名を決定しました。 党再生に向けて地 方議員を増やし、地方の声をしっかりと聴く体 制をつくらなければなりません。また、安心・安 全なまちづくり実現のためにも、皆様の力強い ご支援ご協力をお願い申し上げます。



公認 おおぬき 現職1期 54歳



公認 しまだ かずえ 新人 53歳

たけし

党の運営と活動を支え、ともに行動する〈党員・サポーター〉を募集しています。

完富とは? ◆民主党の基本理念と政策に賛同する18歳以上で日本国民の方なら、どなたでもなれます。 ◆党費は、年間6,000円です。◆資格期間は、お申し込み手続きが完了した日から1年間です。 ◆党員は、代表選挙で投票することができます。◆党員は、民主党の運営や活動、政策等の決定に参画することができます。◆党員は、民主党の広報紙「プレス民主」が送付されます。◆党員の権利や活動は、民主党規約や 組織規則等で定められており、それ以外の義務やノルマ等はありません。

党 党費 6,000円

サポーター 会費 2,000円

◆民主党を応援したい18歳以上の方なら、どなたでもなれます。 ◆会費 サポーターとは? は、年間 2,000円です。◆資格期間は、お申し込み手続きが完了した 日から1年間です。◆日本国民のサポーターは、代表選挙で投票することができます。◆サポーターは、

党の行事および活動に参加できます。

民主党代表選挙への参加について ◆代表選挙は3年に1度行われます。(次 の選挙は2017年です)◆代表選挙は 郵便投票による参加です。◆代表選挙に参加するには、代表選挙がある年の5月末までに、民主 党本部に党員・サポーターとして登録されていることが必要です。 定時登録締切

日(土)までにお申込み下さい。

お申し込み お問い合せ先 民主党栃木県総支部連合会 〒320-0043 宇都宮市桜2-1-30 Eメール: tochigi@minsyu09.jp

☎028-627-1700

facebook

||民主党栃木県総支部連合会||に いいね!をお願いします。

http://minsyu09.jp/

民主党栃木

